

令和2年8月26日開催の人・農地プラン検討会協議結果について、次のとおり公表します。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 1 日

多度津町長 丸尾 幸雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
四箇地区
2. 協議の結果をとりまとめた年月日  
令和 2 年 8 月 26 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
  
○経営体数  
法人 5 経営体  
集落営農 1 経営体  
個人 6 経営体  
（うち認定農業者 10 経営体、認定新規就農者 1 経営体）
4. 3. の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
複合化・新規就農を促進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 1 日

多度津町長 丸尾 幸雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
豊原地区
2. 協議の結果をとりまとめた年月日  
令和 2 年 8 月 26 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
法人 5 経営体  
集落営農 1 経営体  
個人 5 経営体  
（うち認定農業者 6 経営体、認定新規就農者 3 経営体）
4. 3. の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。  
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方  
複合化・6 次産業化・新規就農を促進する。